

件名: 入札No.1「港湾空港技術研究所で使用する電気の供給」

No	質問	回答
1	実際に活用した非化石証書量は、四半期毎に弊社所定様式にてメールにて報告いたしますがよろしいでしょうか。送付スケジュールは以下となります。 第1四半期実績(4.5.6月) → 10月下旬頃 第2四半期実績(7.8.9月) → 1月下旬頃 第3四半期実績(10.11.12月) → 4月下旬頃 第4四半期実績(1.2.3月) → 7月中旬頃	問題ありません。
2	各月の再エネ(非化石証書)電力量は、供給電力量に再エネ割合を乗じた値の少数点第一位を四捨五入した再エネ(非化石証書)電力量となります。その場合、再生可能エネルギー電気の比率が35パーセントを僅かに下回る場合があるため、再生可能エネルギー電気の比率を36パーセントにしますがよろしいでしょうか。	問題ありません。
3	弊社所定様式の非化石証書量の実績報告書には、実績算定方法として比率36パーセントと記載しており、各月の実績非化石証書量を算定しているため、各月の使用量に対する再エネ比率を示すことは出来ませんが、よろしいでしょうか。	問題ありません。
4	電気料金の内訳書に再生可能エネルギー分としての料金の内訳は記載されませんがよろしいでしょうか。	問題ありません。
5	電気需給契約とは別に、再エネメニュー(グリーンベーシックプラン)に関する契約書または覚書等を締結していただくこととなりますか、ご了解いただけますでしょうか。	問題ありません。
6	「実質再エネ」メニューにて落札後、予定量は調達可能と見通しておりますが、国の制度変更等により非化石証書の調達価格等が変更される場合、契約単価の見直しについて、協議させていただくことは可能でしょうか。	契約後の仕様等内容変更については、落札決定後に締結する契約書に基づき協議を行うことになります。
7	弊社は非化石価値取引市場等において非化石証書の調達を予定しております。予定量は調達可能と見通しておりますが、万一、市場変動等により予定量を調達できない場合は、不足した非化石証書相当量に加算単価を乗じた金額を契約期間満了時に返却精算等させていただきますがよろしいでしょうか。	「調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は、35%を満たすこと」としております。
8	再エネメニュー(グリーンベーシックプラン)について、契約期間満了前に主契約が解約となる場合は、契約期間に関わらず主契約の消滅日に当該契約も消滅するものとします。また、主契約の契約期間満了に先立って当該契約を廃止しようとする場合で、当該契約の廃止日までの実績非化石証書量が年間調達予定非化石証書量を下回った場合、後日料金を精算させていただくことになりますがよろしいでしょうか。	問題ありません。
9	契約開始日とあわせて契約電力を変更しますでしょうか。 ・契約電力を増加される場合は一般送配電事業者の管轄事業所と事前協議を必ず実施していただくようお願いいたします。(事前協議の結果、一般送配電事業者の供給設備増強工事が必要な場合等や手続きの期間が短く協議が調わない場合は、契約開始日に間に合わない場合がありますので、ご了承ください。) ・また、契約電力を減少される場合も同様に協議が調わない場合は、契約開始日に間に合わない場合がありますのでご了承ください。	現時点において、契約電力の変更は予定しておりません。

10	契約電力を変更(増加・減少)する場合、一般送配電事業者への接続供給サービス申込みのため、申込契約電力の算出根拠が必要となりますので、弊社が落札した場合は、算出根拠資料の提出をお願いいたします。(事前協議の結果、一般送配電事業者の供給設備増強工事が必要な場合等や手続きの期間が短く協議が調わない場合は、契約変更日に間に合わない場合がありますので、ご了承ください。)	現時点において、契約電力の変更は予定しておりません。
11	現在の供給者を教えていただけますでしょうか。	「しきくま電力株式会社」です。
12	電気の需給契約は1年を単位としており、新たに電気の需給契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していくことを原則としております。1年に満たないで需給契約を廃止される場合は、接続送電サービス料金の精算、期中解約金を申し受けます。また、契約電力等を1年に満たないで減少される場合は、当該部分について接続送電サービス料金を精算させていただきますがよろしいでしょうか。	問題ありません。
13	弊社は令和6年4月1日の電気需給約款の改定により電力量単価が単一となる料金プラン(ペーシックプラン)での応札となります。毎月の電力量料金内訳も(夏季・その他季等2窓)ピーク・夏季昼間・その他季昼間・夜間等4窓)の区別がなく、単一単価が表示されますがよろしいでしょうか。	問題ありません。
14	入札金額の算定にあたり、それぞれの端数処理(表示)方法についてご教示願います。 <例> ①基本料金、電力量料金 … 錢未満切り捨て(小数点以下第二位まで表示) ②各月の電気料金 … 円未満切り捨て(小数点以下切捨て表示)	<例>にお示しいただいたとおりです。
15	各種提出用紙をエクセル、ワード版等の電子データでご提供いただけますでしょうか。	提供することは可能ですので、必要に応じて nyuusatsu@p.mpat.go.jpまでご連絡願います。なお、電子データはWordです。
16	電気料金請求書(払込用紙)はお支払専用用紙となりますので、ご請求金額の内訳は表示されておりません。弊社のWEBサイトより「電気料金等請求書・請求金額内訳」にてお知らせさせていただきますがよろしいでしょうか。 なお、「電気料金等請求書・請求金額内訳」はインボイス制度に対応した適格請求書となります、押印は必須ではないため省略しております。 また、代表者名、責任者名、担当者名、連絡先等の表示もございません。	記載内容については問題ございません。 なお、月々の支払いは自動引落もしくは銀行振込にて対応いたしますので、お示しの払込用紙には振込先口座の記載をお願いいたします。
17	落札後の契約条件を確認する必要があるため、入札前に契約書(案)をご提示いただけますでしょうか。	本件回答後、5営業日後までに弊所HPに公開いたします。
18	一般送配電事業者の託送供給約款の見直し(レベルニューキャップ制度)等、社会情勢の大きな変化があった場合は、契約単価を変更させていただきたいと存じますが応じていただけますか。 ※レベルニューキャップ制度とは、近年頻発している自然災害や、再生可能エネルギーの普及など、様々な環境変化に対応するため、一般送配電事業者が電力送配電設備の強制化などに必要な投資の確保と、コスト効率化による費用削減を両立させるための制度となり、一般送配電事業者の送配電設備を利用する際の利用料であることから、当社にて提供しているすべての料金メニューが対象となります。	契約後の仕様等内容変更については、落札決定後に締結する契約書に基づき協議を行うことになります。
19	仕様書2.内容(7)その他5)、6)に、一般電気事業者が制定する特定規模需要標準供給条件に基づくとありますか、地域を所轄するみなし小売電気事業者の約款による供給条件と読み替えてよろしいでしょうか。	問題ありません。

20	弊社では、2026年3月末を以て旧電気料金プランが廃止となるため、2026年4月1日に電気需給約款の改定を予定しています。 それに伴い、燃料費調整制度(基準燃料価格、基準燃料単価および係数)ならびに市場価格調整制度(基準市場価格、基準市場単価)が見直されます。弊社が落札した場合は、2026年4月1日に電気需給約款による算定を行いますがよろしいでしょうか。	問題ありません。
21	弊社が落札した場合、実際の料金算定にあたっては、ベーシックプランの燃料費調整額および市場価格調整額による調整を行うことよろしいでしょうか。	問題ありません。
22	弊社が落札した場合、実際の基本料金算定にあたっては、各月の実測力率により算定することでよろしいでしょうか。	問題ありません。
23	契約単価および電気料金請求時は税込み単価とすることでよろしいでしょうか。	契約単価については問題ありません。他方、請求時においては、いわゆるインボイス制度に則り、受注者様発行の請求書には税額、税抜額及び税率の記載をお願いしております。また、その他の記載必要事項(適格請求書番号等)については、国税庁からの指示にしたがっておりまます。詳細については国税庁HPをご参照願います。
24	弊社が落札した場合、契約先変更の手続きに必要な以下の内容についてご提示いただけますでしょうか。 ・供給地点特定番号 ・現在の供給者とのご契約番号(コード) ・現在の供給者とのご契約名義 ・現在の供給者	落札決定後、必要に応じでお知らせいたします。
25	質問書の回答内容を確認するために担当者さま宛てに電話することは可能でしょうか。	口頭でのやりとりの場合、互いの認識に齟齬が発生する可能性が排除できず、また、内容によっては、他社へ不利益となる可能性もあるため、競争性を担保するため原則として電話での対応は差し控えております。原則は、文書として残る形(メール等)で対応いたします。 ただし、上記の懸念がない軽微なやりとりについては、電話にて対応いたしますが、不正競争防止の観点から個人名を名乗ることは控えさせていただきます。
26	入札説明書および入札仕様書等に変更や修正が生じた場合は、電話等にて連絡をいただけますでしょうか。	不正競争防止等の観点から個別に電話等することは差し控えています。 入札説明書および入札仕様書等に変更や修正が生じた場合は、参加者及び参加予定者へメールにて一斉連絡するとともに、弊所HPへ公開いたします。
27	弊社が落札した場合、契約協議は電話、メール等での対応でよろしいでしょうか。	問題ありません。